



2025湘南コモドアズカップ

帆 走 指 示 書

[DP]は、その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することができることを意味する。

[NP]は、艇は他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。これは、RRS 60.1(a)を変更している。

1. 【適用規則】

- 1.1 セーリング競技規則 2025-2028 (以下 RRS) に定義された規則を適用する。
- 1.2 本大会は WS 付則 UF “2025 湘南コモドアズカップ版“(帆走指示書末尾添付)に従ってアンパイア制によりレースを行う。
- 1.3 2025 湘南コモドアズカップレース公示。
- 1.4 2025 湘南コモドアズカップ帆走指示書。
本大会のレース公示と帆走指示書との間に矛盾が生じた場合、帆走指示書が優先される。

2. 【帆走指示書の変更】

- 2.1 帆走指示書の変更はレース当日 08:30 迄に公式掲示板に掲示する。ただし、レース日程の変更は、前日の 20:00 までに参加者に直接通知する。
- 2.2 海上での通告は口頭で行う。

3. 【選手とのコミュニケーション】

- 3.1 競技者への通告は大会本部に設置された公式掲示板に掲示される。
- 3.2 大会本部は葉山マリーナ「エメラルドルーム」に設置する。
- 3.2 海上での通告は口頭で行う。

4. [DP][NP]【ボートとセール及びボートの識別旗(クラブ旗)】

- 4.1 レース艇は主催者により用意された＜YAMAHA30S＞3 艇を使用する。参加チームが使用する艇は抽選によって決定される。抽選は 11 月 20 日の外洋湘南常任委員会にて行い、参加チームに通知される。尚、このレース艇の抽選結果は救済の要求の対象とはならない。(RRS62 の変更)
- 4.2 各レース艇にはメインセール 1 枚、ジブセール 1 枚、スピナーカー 1 枚が用意される。
- 4.3 本帆走指示書 4.4 が適用される場合を除いて支給されたセールは自由に組み合わせて使用できる。
- 4.4 使用すべきセールのコンビネーションが指定される場合は本部艇より口頭で通告する。
- 4.5 各レース艇は、レース中スターンに自身の所属するクラブ旗(縦 60cm 以下×横 100cm 以下)を掲揚すること。
- 4.6 競技者は帰港後、競技艇を上架し清掃・整理し損傷の有無等をダメージレポートに記入しレース委員会に提出すること。



5. 【陸上で発する信号】

レース運営に関する信号は、陸上では発しない。

6. 【レース日程】

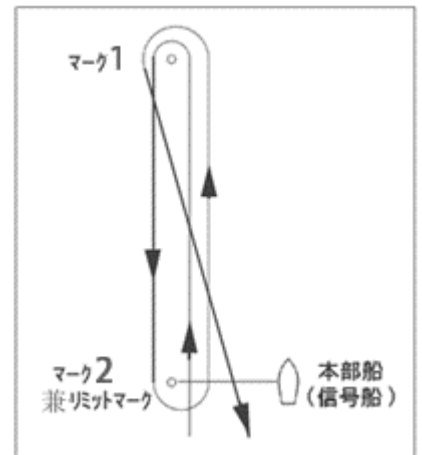
2025年11月22日(土)	8:30	レース本部オープン
	8:30	艇長会議(レース本部)
	9:55	当日最初のレースの予告信号 レース終了後引き続き次のレースを行い最大3レース行う。
	15:30	表彰式(葉山マリーナ エメラルドルーム)
	17:00	レース本部解散

7. [DP][NP]【乗員の義務と制限】

- 7.1 チームの合計乗員数はコモドアを含め6名以内とする。乗員の体重制限は無い。
- 7.2 各コモディアは第1レース及びそれ以降の少なくとも1レース以上はヘルムを務めなければならない。
- 7.3 第2レース以降、各レースのヘルムスマン、クルーの変更は認める。但し、総乗員数は第1レースと同一でなければならない。
- 7.4 クルーは参加受付時に提出したクルーリストに登録された者であること。
- 7.5 主催者は登録されたクルーが競技を続けることができなくなった時、代理のクルーを認めることができる。

8. 【コース】

- 8.1 コースは右図の通りスタート→マーク1→マーク2→マーク1→フィニッシュとする。
- 8.2 スタートおよびフィニッシュラインは、マーク2とオレンジ旗を掲揚した本部船のマストとを結んだラインとする。
- 8.3 本部船は接触を回避する為に本部船につながれたブイもしくは浮器を船尾から流すことがある。これらは本部艇の一部とみなす。



9. 【マーク】

- 9.1 マーク1及びマーク2はオレンジ色三角ブイとする。
- 9.2 マーク変更により新しいマークが設置された場合は黄色円錐形となる。

10. [DP][NP]【障害物】

ローイング中またはアンカリング中であるにかかわらず、レースエリア内にいるローボートの周囲10mの範囲内は障害物とみなす。レース中、艇はこの範囲内を帆走してはならない。艇が、この範囲内を帆走した場合は『スポーツマンシップの違反を犯した』UF3.4(4)とする。



11. 【スタート】

- 11.1 レースは RRS26 を用いて、予告信号をスタート信号の 5 分前としスタートさせる。
予告信号はピンク旗を使用する。
- 11.2 レースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低 5 分以前に音響 1 声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。
- 11.3 スタート・ラインはスターボードの端にある本部船上のオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のマーク2のコース側との間とする。
- 11.4 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は審問なしに「スタートしなかった」と記録される。
(RRS 付則A4 の変更)

12. 【コースの次のレグの変更】

コースの次のレグの変更はマーク2付近に位置する運営艇にC旗を掲揚し反復音響信号を発し、2 度目に回航するマーク1(風上マーク)を置き換えることによって行う(RRS33 の変更)。

13. 【フィニッシュ】

フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にある本部船上の青色旗を掲揚しているポールと、ポートの端のマーク2のコース側の間とする。

14. 【ペナルティー方式】

- 14.1 RRS44.3『得点ペナルティー』が適用される。
- 14.2 レース中に、1 件のインシデントで 1 つかそれ以上の第 2 章の規則または規則 31 に違反したかもしれない艇は、『1 回転ペナルティー』を履行することができる。ただし、マークのゾーンにおける 1 件のインシデントで、1 つかそれ以上の第 2 章の規則違反をしたかもしれない艇のペナルティーは『2 回転ペナルティー』である。これは規則 44.1 の前段と UF3.1 を変更している。

15. 【タイムリミット】

先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに DNF と記録される。(RRS35 と A4、A5 の変更)

16. 【得点、順位】

- 16.1 本大会は 1 レースの完了をもって成立する。
- 16.2 成立した全てのレースの得点の合計を本レースの得点とする。(RRS 付則 A2 の変更)

17. [DP][NP]【安全規定】

レースからリタイアする艇は、すみやかにレース委員会にその旨伝えなければならない。



18.【運営船】

運営船には以下の旗が掲揚される。

本部船: JSAF バージ

アンパイア艇: 英文字「J」を付した旗

マーク艇: 外洋湘南バージ

19.【賞】

20.1 シリーズ総合得点 1 位の艇には 2025 湘南コモドアズカップチャンピオンフラッグが授与される。

20.2 主催者はその他の賞を授与する場合がある。

20.【リスク・ステートメント】

20.1 RRS 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

20.2 主催団体である JSAF 加盟団体 外洋湘南 並びに実行委員会はレース艇が引き起こした大会の前後、期間中に生じた直接・間接を含む物理的損害または身体障害に対していかなる責任も負わない。

21.【肖像権】

レース参加者は、主催者に対し陸上または海上で撮影・収録されたレースに関する写真、映像または音声 について、使用、複製及び公開する権利を永久的に無償で与えるものとする。

以上



Appendix UF

アンパイア制フリート・レース [2025 湘南コモドアズカップ] 版

[2025/11/22]版

アンパイア制フリート・レースは、本付則によって変更されたセーリング競技規則に基づいて行われなければならない。レースは、アンパイア制であることとする。UF 1 での規則変更は、規定 28.1.5(b)に基づき、提供された選択肢が使われているという条件のみで World Sailing が承認したものである。本付則はレース公示で言及し、かつすべての競技者に使用可能にした場合にのみ適用される。

UF 1 定義、第 1 章と第 2 章の規則、および規則 70 の変更

UF 1.1 定義「プロパー・コース」に以下を追加する。

「ペナルティを履行している艇、またはペナルティを履行するために操船している艇は、プロパー・コースを帆走していない。」

UF 1.2 第 1 章に新たな規則 7 を追加する。

7 最後の確かな点、確実性の最終点

アンパイアは、艇の状態または他艇との関係が変化すると確信を持つまでは、それらが変化していないとみなす。

UF 1.3 規則 14 を以下のとおり変更する。

14 接触の回避

14.1 常識的に可能な場合には、艇は、

- (a) 他艇との接触を回避しなければならない。
- (b) 両艇の間の接触を起こしてはならない。かつ
- (c) 艇と回避すべき障害物との間の接触を起こしてはならない。

ただし、航路権艇、または得る資格があるルームもしくはマークルーム内を帆走している艇は、相手艇が避けていないか、またはルームもしくはマークルームを与えないことが明らかになるまで、接触を回避する行動をとる必要はない。

UF 1.4 規則 20 が適用される場合、声をかけることに加えて以下の腕信号が必要とされる。

- (a) 「ルーム・トゥー・タック」については、風上の方向を繰り返しはっきりと指すこと。
- (b) 「ユー・タック」については、繰り返しはっきりと、相手艇を指して腕を風上方向へ振ること。

UF 1.5 規則 70 を削除する。

UF 2 他の規則の変更



UF 2.1 規則 28.2 を以下のとおり変更する。

28.2 艇は、次の**マーク**を回航し終えていないか、または**フィニッシュ**するためにフィニッシュ・ラインを横切っていない場合に限り、**コースの帆走**の誤りを正すことができる。

UF 3 水上での抗議とペナルティー

UF 3.1 本付則では、「ペナルティー」は、以下のとおり意味する。

規則 44.2 に従い『1 回転ペナルティー』が用いられる。

UF 3.2 規則 44.1 の最初の文章を以下のように変更する。

「**レース中に**、1 件のインシデントで 1 つかそれ以上の第 2 章の**規則**（損傷や傷害を引き起こした場合の規則 14 を除く）、規則 31 または 42 に違反したかもしれない艇は、ペナルティーを履行することができる。ただし、艇が同一のインシデントで第 2 章の規則と規則 31 に違反した場合、規則 31 違反によるペナルティーを履行する必要はない。

UF 3.3 艇による水上での抗議とペナルティー

- (a) 「レース中に、1 件のインシデントで 1 つかそれ以上の第 2 章の規則（規則 14 を除く）、規則 31 または 42 に基づき他艇を抗議することができる。ただし、艇は自らが関与したインシデントに対してのみ、第 2 章の規則に基づいて抗議することができる。抗議するためには、「プロテスト」と声をかけ、目立つように赤旗を掲揚しなければならない。それぞれの最初の妥当な機会に行わなければならない。その艇は、インシデントに関与した艇が自発的にペナルティーを履行した後、またはアンパイアの判定後、最初の妥当な機会に、またはその前に、赤旗を降下しなければならない。
- (b) 規則 UF 3.3(a)に基づいて抗議する艇に審問を受ける権利はない。その代わり、インシデントに関与した艇は、自発的にペナルティーを履行することにより規則違反を認めることができる。規則に違反し免罪されない艇が自発的にペナルティーを履行しない場合には、アンパイアは、そのようななどの艇にも、ペナルティーを課すことができる。

UF 3.4 アンパイアが発議するペナルティーと抗議

- (a) 艇が以下のいずれかを行った場合、
 - (1) 規則 31 に違反し、ペナルティーを履行しない
 - (2) 規則 42 に違反した
 - (3) ペナルティーを履行したにもかかわらず有利となった
 - (4) スポーツマンシップの違反を犯した
 - (5) 規則 UF 3.6 に従わないか、もしくはアンパイアによりペナルティーの履行を求められた場合にそれを履行しない
 - (6) 規則 UF 2.1（規則 28.2）に従わなかった場合、アンパイアは規則 UF 3.5(c)に基づき艇を失格にしなければならない、

アンパイアは、他艇による抗議なしに艇にペナルティーを課すことができる。そのアンパイアは、規則 UF 3.5(b)に従って信号を発することにより、1 つまたはそれ以上ペナルティーを課すか、または規則 UF3.5(c)に基づき艇を失格とするか、もしくはさらなる処置を求



めてプロテスト委員会にインシデントを報告することができる。艇がペナルティーを履行しないか、不正確に履行したために規則 UF 3.4(a) (5) に基づきペナルティーを課された場合、元のペナルティーは取り消される。

- (b) 自ら目撃したか、またはあらゆる情報源から受け取った報告を基に、艇が規則 UF 3.6 または規則 28、もしくは規則 UF 3.3(a) に挙げられた規則、以外の規則に違反したかもしれないと判定したアンパイアは、規則 60.3 に基づく処置を求めてプロテスト委員会に通知することができる。ただし、そのアンパイアは、損傷や傷害がある場合を除き、規則 14 違反の申し立てをプロテスト委員会に通知することはない。

UF 3.5 アンパイアの信号

アンパイアは、以下のとおりに判定の信号を発する。

- (a) 長音 1 声と共に掲揚する緑色と白色の旗は、「ペナルティーを課さない」ことを意味する。
(b) 長音 1 声と共に掲揚する赤色旗は、「ペナルティーが課された、または未履行のままである」ことを意味する。アンパイアはそのような艇を特定するために声をかけるか、または信号を発する。
(c) 長音 1 声と共に掲揚する黒色旗は、「艇を失格とする」ことを意味する。アンパイアは失格とした艇を特定するために声をかけるか、または信号を発する。

UF 3.6 課されるペナルティー

- (a) 規則 UF 3.5(b) に基づきペナルティーを課された艇は、ペナルティーを履行しなければならない。
(b) 規則 UF 3.5(c) に基づき失格とされた艇は、速やかにコース・エリアを離れなければならない。

UF 4 レース委員会の処置

レース委員会は、フィニッシュ・ラインにおいて競技者に各艇のフィニッシュ順位または得点記録の略語を通知する。これを行った後レース委員会は、速やかに音響 1 声とともに赤色旗を掲揚する。赤色旗は少なくとも 2 分間掲揚され、その後音響 1 声とともに降下される。レース委員会が、フィニッシュ・ラインにおいて旗掲揚中に通知した得点情報を変更する場合は、音響 1 声とともに L 旗を掲揚する。赤色旗は変更が行われた後、少なくとも 2 分間掲揚を続ける。

UF 5 抗議、救済または審問再開の要求、上告、その他の手続き

UF 5.1 アンパイアが処置したこと、処置しなかったことに関して、いかなる種類の手続きも行うことはできない。

UF 5.2 艇は、UF 5.3 に基づく場合にのみ審問を受ける権利がある。

UF 5.3 以下のいずれかを行おうとする艇は、レース後の本部艇による赤色旗の掲揚前または掲揚中にレース委員会に対し声をかけなければならない。

- (a) 規則 UF 3.6 または規則 28、もしくは規則 UF 3.3(a) に挙げられた規則、以外の規則に基づき他艇を抗議する
(b) 損傷または傷害の原因となる接触があった場合に、規則 14 に基づき他艇を抗議する



(c) 救済要求をする

UF 5.4 規則 UF 5.3 に定義される締切時刻は、当該抗議が認められる場合は、規則 UF 5.9、UF 5.10 および UF 5.11 に基づく抗議にも適用される。プロテスト委員会は、延長することにもっともな理由がある場合、その締切時刻を延長しなければならない。

UF 5.5 レース委員会は、規則 UF 5.3 に基づき行われた抗議や救済要求について、プロテスト委員会に速やかに知らせるものとする。

UF 5.6 規則 61.1(a) の 3 番目の文章と規則 61.1(a) (2) のすべてを削除する。

UF 5.7 規則 64.2 の初めの 3 つの文章を以下のとおり変更する。

「抗議審問の**当事者**である艇が**規則**に違反したと判定した場合、失格以外のペナルティーを課すことができ、公平と判断する別の得点調整を行うことができる。**レース中**でない時に艇が**規則**違反した場合、プロテスト委員会はインシデントが起こった時間の直近のレースにペナルティーを課すか、別の調整を行うかを定めることができる。」

UF 5.8 審問

規則 69.2 に基づく審問を除き、

- (a) 抗議と救済要求は、書面である必要はない。
- (b) プロテスト委員会は、適切と考える方法で被抗議者に伝え、審問を計画することができ、それを口頭で伝えることができる。
- (c) プロテスト委員会は、適切と考える方法で証言をとり、審問を進めることができ、その判決を口頭で伝えることができる。
- (d) プロテスト委員会は、規則違反がレースの結果に影響しなかったと判定した場合には、整数または分数の得点ペナルティーを課すか、もしくは公平と判断する別の調整を行うことができ、それにはペナルティーを課さないということもある。
- (e) プロテスト委員会が規則 UF 5.7 に基づき艇にペナルティーを課した場合、または標準ペナルティーが適用される場合には、他のすべての艇に、ペナルティーを課された艇の得点変更について通知される。

UF 5.9 レース委員会は、艇を抗議することはない。

UF 5.10 プロテスト委員会は、規則 60.3 に基づき艇を抗議することができる。ただし、プロテスト委員会は、規則 UF 3.6 または規則 28、規則 UF 3.3(a) に挙げられた規則の違反、もしくは損傷または傷害がある場合を除く規則 14 の違反した艇を抗議することはない。

UF 5.11 艇または個人装備がクラス規則、規則 50 または存在するならその大会の装備規則に従っていないと判断した場合にのみ、テクニカル委員会は、規則 60.4 に基づき艇を抗議する。ただし、そう判断した場合には、テクニカル委員会は抗議しなければならない。

UF 5.12 規則 66.2 を以下のとおり変更する。

「審問の**当事者**は、本付則に基づく審問再開の要求をすることができない。」

以上